

平成21年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年9月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 太田 健一	2番 野並 享子
	3番 小菅 六雄	4番 立入三千男
	5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
	7番 西本 俊吉	8番 矢野 隆行
	9番 梶山 幾世	10番 田中 良隆
	11番 藤下 茂昭	12番 中島 一雄
	13番 田中 孝嗣	14番 中田 幸子
	15番 小島 進	16番 本田 章紘
	17番 川口 東洋	18番 三和 郁子
	19番 鈴木 市朗	20番 原田 薫
	21番 田中栄太郎	22番 林 克
	23番 河野 司	24番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	高田 一己
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	田中 利昭
市民部次長	川端 良雄	健康福祉部次長	佐敷 政紀
都市建設部次長	林 隆	環境経済部次長	山本 治一郎
教育部次長	田中 善広	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長	川端 弘一		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第55号から議第86号まで及び請願第4号から請願第6号まで
(野洲市税条例の一部を改正する条例 他34件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第4 意見書第11号から意見書第14号まで
(大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書(案) 他3件)
提出者説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 委任専決第3号 損害賠償の額を定めることについて
- 第2 意見書第15号 消費税の増税に反対する意見書(案)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午後1時00分) 皆さん、ご苦労さまでございます。これから開会をいたします。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでございますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第15番、小島進君、第16番、本田章紘君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第55号から議第86号まで及び請願第4号から請願第6号まで、野洲市税条例の一部を改正する条例他34件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第5番、内田聡史君。

○5番(内田聡史君) 第5番、内田聡史です。

去る9月4日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願を審査するため、9月9日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

まず、付託議案につきましては、議第55号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第66号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議第67号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第5号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第84号平成20年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の5議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第66号、議第67号及び議第84号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

また、議第55号及び議第74号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

次に、付託を受けました請願の2件について、ご報告申し上げます。

請願第4号消費税の増税に反対する請願書については、全員賛成により採択すべきものに決しました。

また、請願第5号業者婦人の健康と営業を守り、地位向上をはかる施策の充実、及び所

得税法第56条の廃止を求める意見書提出については、採決の結果、賛成少数にて不採択とすべきものに決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案及び請願の審査結果の報告といたします。

○議長（河野 司君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。

去る9月4日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、9月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例、議第58号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第59号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例、議第60号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例、議第61号野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例、議第62号野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例、議第63号野洲市体育センター条例の一部を改正する条例、議第64号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第67号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第5号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第68号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第69号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第70号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、議第71号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託を受けました関係決算、議第75号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第76号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第77号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第78号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第79号平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の19件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎

重に審査いたしました結果、議第64号、議第67号、議第68号、議第69号、議第70号、議第71号、議第77号、議第78号、議第79号については、全員賛成にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

また、議第56号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第74号、議第75号、議第76号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

皆様よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野 司君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄です。

去る9月4日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月15日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第57号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第65号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例、議第67号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第5号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第72号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第73号平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会に付託を受けました関係決算、議第80号平成20年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第81号平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第82号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第83号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第85号平成20年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第86号市道路線の認定について、以上条例2件、予算・決算関係9件、その他

1件、合計12議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第57号、議第67号、議第72号、議第73号、議第80号、議第81号、議第82号、議第85号及び議題86号の議案については、全員賛成にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

また、議第65号、議第74号及び議第83号の議案については、賛成多数により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

次に、請願第6号住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願につきましては、賛成少数にて不採択とすべきものに決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（河野 司君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第55号から議第86号まで及び請願第4号から請願第6号までの各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第55号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第55号野洲市税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第55号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第56号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例につきまして、

反対討論を行います。なお、同趣旨で改正されようとしている議第58号、59号、60号、61号、62号、63号並びに65号につきましても反対の意思を表明しておきます。

議案質疑の際にも言いましたが、本条例改正は、中主ふれあいセンターの一般浴室及びトレーニングルームを本年12月末にて廃止すること、また、2点目には、主な指定管理施設でこれまで市が定めていた使用料金制度を改め、指定管理者が利用料金を定め徴収する利用料金制度に改正しようとするものであります。

1点目の中主ふれあいセンターの問題であります。集中改革プランに基づき、ふれあいセンターの風呂とトレーニングルームを廃止されようとしています。今回の集中改革プランに基づき、本会議や議会特別委員会の答弁では、利用者が低調であることや施設老朽化、更新費用が必要であること、また、これに対して利用収入が年間約60万円であることなどを廃止の理由とされています。

しかし、問題は、旧中主でスタートし、合併後、新市で継続実施してきた事業であります。廃止は先の理由とともに、答弁では、利用が市外からもあり問題があるごとの答弁もされましたが、それでは、その比率はどうかとの問いには、わからないと無責任なものであります。いずれにしても、何よりも風呂は存続してほしいという市民の意見や要望も多く寄せられています。にもかかわらず、今回の廃止提案であります。

さらに、今回の集中改革プランではこれまで言ってきましたように、他の施設の廃止・閉鎖計画もありますが、全体を見まして廃止・閉鎖となれば、それではそれにかわる利用のあり方やまちづくりのあり方を示されないままの廃止・閉鎖方針と私は思います。それでは、市民の納得と合意は得られないものであります。私は、今からでもこの廃止・閉鎖計画を再考されることを求め、この廃止には反対するものであります。

問題の2点目は、指定管理施設でこれまで市が定めていた使用料金制を改め、指定管理者が利用料金を定め徴収するこの改正の問題であります。今回の条例改正は、今言いましたように、指定管理者が徴収する利用料金の上限を定めているものであります。質問に対する答弁では、使用料から利用料に改正することにより、指定管理者自身の努力にもつながり、ひいてはサービス向上につながると言っています。しかし、私は決してそれだけではないと思います。逆の場合も考えられるわけであり。つまり、言葉を変えれば、利用料に変えることにより、指定管理者と施設のいわゆる独立採算制が強まるわけであり。これは本来、自治体の公共施設の目的が市民の公共の福祉に寄与することや、サービスを行うという本来の目的からかけ離れるおそれがあります。この点では本来、自治体

施設というのは直営方式がもっともだと思いますが、仮にそうでない場合でも指定管理者へ委託としても、これまでの市としての使用料などの決定権は残し、市民の立場で管理・運営すべき、これまでの方法を継続すべきと考えます。そういう意味で、問題を残したまま、今回利用料金制度に改正されることについては反対をするものであります。

以上、討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第16番、本田章紘君。

○16番（本田章紘君） 第16番、本田章紘でございます。

議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

ただいま議題となっている議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

公設の施設運営については、市の直営方式も選択肢の1つではありますが、スポーツ施設や文化施設では市民ニーズに沿った、より効率的な運営や弾力的な運営とあわせて専門的な知識を生かすことのできる指定管理者制度が市民サービスにとって有利に機能するとの判断は妥当であると思われまます。

利用料金制度の導入は、適正な評価によって設定された利用料の範囲内で事業が行われることから、指定管理者による施設の効率的な運営と市民へのよりよいサービスの提供が担保できます。一方、指定管理者においては自立的な経営努力が発揮しやすくなることから、制度化を行うべきであると判断いたします。

また、中主ふれあいセンターの一般浴室とトレーニングルームを12月末で廃止する一部改正については、次に述べることを根拠として賛同するものであります。

ふれあいセンターの一般浴室は、今日まで高齢者を中心に憩いの場として利用されてきました。財政健全化集中改革プラン（案）に基づいて廃止を決定する背景には、老朽化によって施設の維持が困難になってきたことや、建物を含めた施設の更新には多額の費用が必要であるとしています。存続を求める理由として、一般浴室がふれあいの場所としての効果が大きかったと言われていたますが、地域のふれあいの場所としては既に中里と兵主の2カ所にコミュニティセンターが設置されていることや、今日の財政危機の状況から再投資は行うべきではないと判断しています。

また、高齢者の運動機能の維持を高める施設としては、北比江地先に建設された健康維持を図るための軽度のトレーニング施設の利用促進を市民の皆さんにPRすることが大切と感じています。緊急を要する事業が山積する中において、限られた財源をいかに有効に

活用するかを見極める重要な時期であります。私たち議会も、老朽化による浴室の改修に高額な設備投資をすることの是非を、情緒に流されず適切に判断する責任を負わねばなりません。

なお、地域の憩いの場やコミュニティとしての機能は、地域活動の拠点として整備された2カ所のコミュニティセンター活用の促進を地域の皆さんと一体となって進めるべきであります。旧野洲町においても、当初は各コミュニティセンターが無用になるのではないかと危惧いたしましたが、現在では、地域の皆さんのご尽力によって新たな利用ができないほど多くの市民の皆さんの憩いの場として活用されています。不要な施設を建設したと批判することよりも、地域の皆さんと一体となってより多くの市民の利用頻度を高める努力をしていただくことが重要であると感じています。

以上の観点から、今回提案されている財政健全化集中改革プラン（案）に沿った行政施策の展開を進めるべきと判断いたします。

最後に、財政健全化集中改革プラン（案）に盛り込まれた内容の推進には、市民の皆さんの意見にもありましたように、議会もその責任の一端を共有していると判断しています。先の見えにくい厳しい経済情勢下ではありますが、健全な財政運営と無駄のない行政運営の推進を希望し、議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例に対する賛成討論いたします。

○議長（河野 司君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第56号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第57号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第57号野洲市手数料条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第57号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第58号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第1番、太田健一君。

○1番(太田健一君) 野洲市こどもの家条例の改定について反対討論を行います。

野洲市において行われている子ども教室は学童保育所からあぶれる児童対策ですが、市長は、今後、これを一元化して6年生までの全児童を対象としようとする方針を示されましたが、この方向につきましては大きく評価できると思います。

しかし、今回、それまでの間、子ども教室の保育料を月額5,000円もの有料化は、学童保育所の補完事業としてはとても厳しいものではないでしょうか。本来ならば、学童保育所に入りたくても入れない子どもたちが、仕方なくこの子ども教室という形で預けられているという現状の中、中身そのものが変わらないままに有料化されるというのは、厳しい家計をやりくりする家庭の方々には大きな負担ともなります。

そして、学童保育所そのものや季節保育料の値上げに対する2分の1の受益者負担の根拠も理解しがたく、特に、季節保育に預けるの方々に対する料金の算定の出し方には、あまりにも偏った負担増となるもので賛成できません。行政側の答弁で、今回のこの値上げも保護者からの提案で了承済みとありますが、税金の使い方の問題だと思います。

学童に限らず集中改革プランで幅広く市民に負担増を強いる一方、2億円もの同和行政や財政が大変と言いながら、引き続き市内大企業に工業振興助成金を出し、これらには大きく手をつけなくて、市民に負担を求めるこんなやり方は認めるわけにはいきません。教育には経済的な豊さが左右されるというのはおかしいのではないのでしょうか。

ある統計によりますと、家庭の年収の額の大きさと学歴の高さが決まっていくという話を聞いたこともあります。経済的な問題に何の責任もない子どもたちにこうした教育の格差が生まれてしまうことに、未来の日本、そして、この野洲市そのものにとって大きな問題だと考えます。

よって、野洲市こどもの家条例改正案には反対をします。

○議長(河野 司君) 次に、第22番、林克君。

○22番(林 克君) 第22番、林克です。

ただいま議題となっております議第58号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

皆さんもご承知のとおり、野洲市こどもの家、いわゆる学童保育所は、放課後や学校の長期休業中に、保護者が昼間家にいない家庭の児童に対して、安全で安心な居場所を提供しようとするものであります。

男女共同参画社会の進行、核家族化、さらには最近の経済情勢の悪化など様々な要素が重なり、保護者が就労し昼間家にいない家庭が増加傾向にあり、学童保育所へのニーズは年々高まっております。このため、本市においては、山仲市長が学童保育を充足させていくとの方針を出されており、子どもを持つ親として大変心強い状況となっております。

さて、学童保育については、従来から応分の受益者負担を求めていこうとする考え方で保育料が定められております。今回、通年保育においては9,000円から1万円に料金を改正しようとしております。また、長期休業中、いわゆる季節保育については、別の料金体制を適用して行おうとするものであります。

前回、料金の改定が行われた平成20年度から2年が経過し、今回の改正を迎えたところでありますが、受益者負担金はある程度のサイクルを決めて見直しを図らないと、極端な改定額となってしまい、住民の理解を得られないという結果を引き起こすということが危惧されています。今回は改正額も改定までの期間も妥当だと思えるものであります。

また、季節保育に関し別料金を定めることについては、保育時間の違いから生じる通年保育と季節保育の調整を図ろうとするものであり、むしろ、今まで同じ料金であったことが不公平を生んでいたといわざるを得ません。さらに、学童保育の通年保育料、季節保育料共に、近隣市と比較しても突出したものではなく、今回の改正は理にかなったものであると考えます。

また、こども教室の有料化については、従来、文部科学省の施策展開に合わせた形で無料として実施されてきた経過がありますが、今回、山仲市長が学童一元化の方針を示されたことにより施策が明確化され、こども教室は将来的に学童保育所が充足されるまでの間の補完事業として位置づけられました。このことから、学童保育と同じく総費用の一定割合を保護者に応分の負担として求めていくことは、当然の決断として評価すべきであると考えます。

また、今後の市民ニーズに責任を持って応えていくためには、財政的に健全な運営が必須であり、料金の改定、有料化は避けて通れないものと判断されます。

よって、私は議第58号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について賛成する
ものでございます。

議員の皆様のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第58号市野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第58号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第59号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第59号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第59号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第60号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第60号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第60号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第61号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第61号野洲市市民グラウンド条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第61号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第62号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第62号野洲市中主B&G海洋センター条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第62号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第63号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第63号野洲市体育センター条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第63号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第64号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第64号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第64号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第65号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第65号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第65号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第66号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第66号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第66号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第67号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第67号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第5号)は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第67号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第68号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第68号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第68号は文

教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第69号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第69号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第69号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第70号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第70号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第70号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第71号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第71号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第71号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第72号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第72号平成21年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第72号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第73号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第73号平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第73号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第74号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第18番、三和郁子君。

○18番(三和郁子君) 議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

前市長は、従来のような財政運営では平成22年度には財政破綻を見通し、18年度を初年度とする財政危機回避への足がかりを築くことを至上命題とした中での平成20年度当初予算を編成し、執行されました。

決算書によれば、一般会計歳入決算額177億7,473万3,826円、歳出決算額172億7,184万925円、収支差引額5億289万2,901円、繰り越し8,223万1,000円、実質収支4億2,066万1,901円と決算されました。実質収支4億2,066万1,901円となっておりますが、前市長は財政非常事態を宣言し、同時に財政健全化計画を策定し推進しているさなかでありながら、当初予算では基金繰り入れ8億2,000万円、市債16億6,610万円により財源が賅われたものであり、収入に見合った事業構築とはかけ離れたものです。

このような手法が継続されたことが、結果的に財政構造のひずみを大きくし、財政破綻の懸念を決定的にしたものでした。数年前から緊縮予算でなければ財政破綻を回避できないと申し上げ、しばしば予算、決算に反対もしてまいりました中での予算編成、決算ではなかったかと認識しております。しかし、このような状況に至ったのは、予算を認めた議

会、予算を構築し提案してきた幹部職員の責任は非常に大きいものがあるものと、私は認識しております。二度とこのような事態が生じないよう、市トップの適正で正当なガバナンスのもと、財政構造の立て直しを急がなければなりません。

さて、前市長の置き土産とはいえ、今議会にその20年度歳入歳出決算の承認を求められました。先ほども申しましたように、収支バランスを欠いた中で長年にわたって予算が執行されてきた結果の決算であり、認定をすることはできないものです。毎年度収支バランスを欠いた不自然な予算執行に対して、多くの反対の根拠があります。

1つには、旧中主町商工会への5年間の1億円の多額の補助、これは具体的な計画がなく、費用対効果が精査されていない白紙状態の事業への予算付け、この件は多くの声により白紙にはなりました。2つには、明らかに目的が重複する有隣館建設のための土地取得など4億円を超える費用の一部の予算執行や計画、3つには、市民に不利益と考えられる公有財産の不適正な売却、4つには、今議会の20年度決算は長年の収支バランスを欠いた建設投資、例えば大篠原の里山に高額トイレ建設、また、富波甲経田スポーツゾーンへの不透明、不適切な福祉施設の強行建設など、これら多くの建設事業投資が招いた結果の決算です。

このように、市民の目線に照らせば、これは不自然であり、不適正なものであると私は感じております。今回の「野洲市財政健全化集中改革プランー出直し!元気やすプラン(素案)」をもって市民の皆さんに痛みを強いることになった現実が悔やまれてなりません。また、未来の子どもたちにツケを回すようであっては悔いが残ります。健全な財政状況の構築が望まれます。

以上の根拠により、20年度一般会計歳入歳出決算について反対をいたします。

今期最後の議場での発言となりました。皆さん、ありがとうございました。

○議長(河野 司君) 次に、第9番、梶山幾世君。

○9番(梶山幾世君) 第9番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

昨年においては、いわゆるサブプライムローン問題に端を発した金融危機により、世界中で株価急落、信用市場の収縮、公定歩合の緊急引き下げといった事態にまで発展し、市場参加者の多くがパニック的に極端な回避行動、パニック売りに走る事態となりました。そして、世界中で金融不安が増大する中、昨年9月にアメリカではリーマン・ブラザーズ

が経営破綻するなど、世界経済は100年に一度の危機に直面しているという事態に陥りました。

世界同時不況は、当然のことながら、本市においても大きな影響を受け、平成20年度の法人市民税の決算では対前年度比で半減の約10億円にまで落ち込み、これの補てんのため、減収補てん債9億5,000万円を借り入れて、何とか数字的には乗り切った格好になっております。

現在、我が国経済は緩やかながらも回復基調にあるとはいえ、今なお不況の波は依然として高く、今年度の法人市民税も余り期待できない状況であり、今年度当初予算も9億円弱の財政調整基金を繰り入れての予算を組むに至っております。これにより、財政調整基金の現在高は、今議会の補正後の決算見込みベースで4億4,000万円程度にまで落ち込み、危機的な状況になっております。

こうした状況の中、平成20年度一般会計決算を見ますと、実質収支額は4億2,066万円の黒字決算となっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、減収補てん債を9億5,000万円借り入れての結果であることから、決して楽観できるものではありません。

本市では、全国的な傾向と同様に、高齢化が一段と進んでおり、各種の福祉及び医療関係経費は自然増により増額の一途をたどっております。このような中で平成18年度に策定された財政健全化計画に基づき、人件費では特別職の給与及び一般職の管理職手当の継続削減、物件費の削減、単独事業を中心に投資的経費の所要一般財源の抑制に努められながら、増加する高齢者や生活弱者である障がい者施策の経費を確保され、また、北野小学校体育館及び中主小学校便所の改修事業など必要な事業を遂行されたことは、一定評価に値するものであると考えます。そして、農林水産業や商工業の地域の産業にも厳しい財政状況のもとで一定の振興策が講じられております。

現在、市では危機的な財政事情から、財政健全化集中改革プランの策定作業が進められており、来年度から市民には厳しい状況を迎えることとなります。市民に対しては、野洲市が財政健全化団体や財政再生団体に陥ることのないよう、市民生活を守るために必要な改革であることを十分周知され、理解が得られるよう努力を重ねられることを要望いたしまして、平成20年度一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、第2番、野並享子君。

○ 2 番（野並享子君） 議第 7 4 号平成 2 0 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

2 0 年度決算は、山崎市政最後の予算編成であり、1 0 月の市長選挙で山仲市長が引き継いだものです。また、昨年の秋にアメリカのリーマン・ブラザーズが経営破綻により、世界中が不況に落ち込みましたが、一番落ち込んだのが日本でした。仕事を失えば住居も失うなど、日本のセーフティーネットがずたずたになっていたことを露呈しました。このような現状をつくり出したのが、小泉内閣以来の構造改革、官から民へ、規制緩和、三位一体改革など、強いものが生き残る体制がつくり出され、格差が広がりました。

このような自民党政治を終わりにしたいという国民の大きな声が、今回行われた総選挙で民主党 3 0 8 議席、自民党 1 1 0 議席という状況で自民党政権が退場することになり、民主党を中心とした連立内閣が生まれました。日本共産党は、建設的野党として民主党政権に対して、よいことは協力するが、悪いことにはきっぱり反対、問題点をただすという立場で、国民の利益に立って積極的に働きかけ、現実政治を前に動かすために奮闘いたします。

2 0 年度決算で指摘されなければならない第 1 点目が、外需頼みの大手法人に左右される財政運営であることです。野洲市の 2 0 年度決算は 1 9 年度決算と比べ、個人市民税は 8 0 0 万円ふえ 2 9 億 3, 6 0 0 万円ですが、逆に法人市民税は 1 0 億 7 0 0 万円減り 1 0 億 4, 2 0 0 万円と半減しています。このように、輸出をしている大手企業に依存した税収のため、2 0 年度は減収補てん債で乗り切り、今回出されている集中改革プランで 1 0 億円の削減を市民負担とサービス切り下げで乗り切ろうとしています。先日の報道では、シャープ亀山第一工場の生産設備を中国の企業に売却をする、大企業はもうけるためなら生産拠点を簡単に移していきます。

この 2 0 年度決算の教訓として、輸出頼みの経済でなく、内需を重視した経済に切り替えることと、地方自治体も企業誘致は内需に重きを置いている企業にすべきということを経験に銘じるべきではないでしょうか。さらに、個人市民税は 8 0 0 万円伸びているものの、非正規雇用切りや人員整理などによる市県民税の落ち込みは 2 1 年度に影響が出るものと思われる。

第 2 点目に、国の三位一体改革の犠牲になっていることでもあります。三位一体改革で地方交付税の削減や交付税の削減など、厳しい財政となりました。2 0 年度決算の地方譲与税はマイナス 3 0 0 万円、地方消費税がマイナス 4, 2 0 0 万円、地方交付税がマイナス

9, 800万円、地方特例交付金がプラス4, 800万円であり、プラスマイナス約1億円のマイナスになっています。来年度は民主党を中心とした新しい内閣になるところであり、期待を寄せたいところでもあります。

3つ目に指摘する点は、市民に負担を押しつけたことでもあります。20年度は手数料を200円から300円に1.5倍に引き上げました。決算では500万円の増収になっています。この手数料を上げる理由は、長い間上げなかったからと答弁しました。そして、647万8,000円の給与を基準に5分間の仕事の手数料として積算したという根拠を出されましたが、給料を下げれば、また、5分でなく4分で仕事をすれば手数料は下がるということになります。積算根拠もつじつま合わせでした。市民に負担増を押しつけたことに反対をいたします。

4点目に指摘する点は、市民の声を聞かずごり押しする行政運営であります。当初予算では、中主の商工会に対して毎年2,000万円、総額1億円を出す中小商業活性化補助金です。商工会でも内容に対して異論が出ているにも関わらず、債務負担行為の提案と2,000万円の補助金の予算化でした。共同店舗構想はとんざし、予算の執行はありませんでしたが、当初予算に上げることに問題がありました。さらに、有隣館の建て替えのための用地費、造成費、基本設計委託料など計上されましたが、これらも地元と十分協議することなく計上されたもので、建設現場の問題も含めて、現在見直しが行われています。

もう一つあるのが、駅前周辺整備事業です。コンサルが描いた24億円の事業の基本設計委託料3,285万円です。これも現在見直しとなっていますが、前市長がごり押しで進めた内容ばかりです。議会に市民に計画段階から公表することは、情報公開制度でも明らかになっています。市長は交代され、当初予算に責任を持っておられません、副市長はじめ市の幹部には責任があります。山仲市長がこれらの問題に対して見直しをされていることに対しては評価をいたしますが、市長が暴走しようとしているときにストップをかけられるシステムが必要です。今回の集中改革プランも、一旦案を出したら何が何でも押し通すやり方は同じ轍を踏むのではないかと危惧をいたします。20年度決算を教訓にされることを求めます。

第5点目に指摘するのは不公正な同和行政です。20年度決算で指摘しなければならないのが、一般施策化を常々求めています、遅々として進まない同和行政です。これは、行政の姿勢の問題であることは明らかであります。近江八幡市では隣保館条例も廃止し、同和对策審議会も廃止し完全に一般施策化されました。差別のあるなしに関わらず、やろ

うと思えばできるのです。自動車免許取得補助などは一般施策化し、現在、求人倍率が0.66という状況の中で、就職希望の高校卒業生にも広げていただき、少しでも有利な就職ができるようにすべきではないかと思います。

第6点目に指摘するのが、放課後子ども教室です。20年度初めて導入された施策ですが、学童保育を希望されても入れない子どもを対象に実施されました。場所の問題、内容の問題、さまざまな問題を抱えスタートされました。来年度、野洲と祇王の2カ所、学童保育所の建設を行い、さらに2年後に中主と北野の建設を行い、放課後子ども教室は解消する方向になっています。市長がかわることによる施策の変更で保護者が希望する形態になることは喜ばしいことでもあります。市民の要望を大事にするかしないかが明らかになった具体的な事例であります。しかし、今回、集中改革プランでは、来年度全く内容が変わらないにも関わらず、有料化が打ち出されています。山仲市長のあめとむちの政策はいかがなものでしょうか。

第7点目に指摘するのが、工業振興助成金であります。企業誘致の促進と雇用拡大を目的に導入された工業振興助成金です。村田製作所や日立ツールに総額1億1,000万円補助することになっていますが、雇用の拡大でなく非正規雇用をばっさり切り捨てる大企業に補助金を出していることでもあります。体力ある大企業は内部留保金もあります。簡単に首を切る大企業に対して助成金を出すべきではありません。

以上、7点を指摘し、反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第74号は各常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第75号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第75号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第75号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第76号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

まず、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第76号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、平成20年度から75歳で区切り別建ての保険制度を国民の反対を押し切って導入され、参議院で廃止の法案が可決されています。これまで社会保険の扶養家族で保険料を払わなくてもよかった人からも保険料を年金から天引きすることになりました。また、無収入の人からも保険料を徴収することになりました。保険料を減額したり徴収を延ばしたり、年金天引きと銀行引き落としと普通徴収の選択ができるようになったり、いろいろ後出しで対策がとられ、実施主体である末端の実務は大混乱をいたしました。

健診もこれまでの普通健診から特定健診になり、それぞれの保険が実施主体となりました。後期高齢者医療保険の特定健診は、慢性病のある方は除かれます。市町村が実施している脳ドックなどの補助も受けられなくなり、早期発見・早期治療の保健事業のあり方からも排除されており、高齢者は早く死ねと国から言われているように感じておられます。このような後期高齢者保険制度は廃止しかありません。

決算の実績報告書では4,274人、法第50条第2号適用224人、合計4,498人となっていますが、決算書では120万円が収入未済で、24人の方が未納となっています。収入が100万円以下の方が10人、200万円以下の方が9人、300万円までの方が2人、300万円以上の方が3人ということですが、多くの方が低所得の方であります。この方々の保険証は3カ月の短期保険証が出されており、来年5月1日に資格証明書の発行になると質疑で答弁されていました。

国保も同じですが、資格証明書の発行はやめるべきであります。国民がお金の心配することなく医療を受けられるようにすべきです。国民健康保険税も引き上げがされましたが、後期高齢者医療保険も医療費の総額がふえれば保険料が上がる仕組みになっており、天井

知らずに引き上げられます。年齢で医療や健診の差をつけ、滞納すれば保険証を取り上げる制度そのものに対して反対をし、反対討論といたします。

○議長（河野 司君） 次に、第20番、原田薫君。

○20番（原田 薫君） ただいま議題となっております議第76号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成20年4月より施行されました後期高齢者医療制度につきましては、これまでの医療保険制度が限界となる中、将来にわたり国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるように、長い議論を経て導入されたものであります。

制度開始当初、国の制度への周知不足、またマスコミの過剰な報道などから、高齢者の方々にも混乱が見受けられましたが、それも近ごろほぼ落ちつきを見せております。制度開始時、市民の方々に不評であった被保険者証も、8月の一斉更新時に二つ折りの大きな文字の被保険者証となるなど、この制度の実施主体である滋賀県後期高齢者医療広域連合も一定の改善努力があったものと評価しております。

本市後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、この医療保険制度の実施主体が県広域連合となる中、住民の皆様への相談・受付窓口となり、また、保険料の徴収に関する事務を行ったものであります。

保険料の収納率につきましては、滋賀県が全国第2位となる中で、野洲市は県平均を上回り、全体で99.54%、普通徴収でも98.58%と優秀な結果となっております。これは、昨年8月に行われた賦課決定後の制度改正による混乱や、従来の国保が世帯主課税であったものが、個人別の賦課となったことなどからかんがみますと、大きく評価し得るものであります。申し上げますまでもなく、保険料の適正な徴収は負担の公平性を確保するために不可欠なものであり、今後も高い収納率の確保に努力されるよう希望するものでございます。

また、今後の高齢者医療のあり方につきましては、後期高齢者医療制度の廃止を新政府が標榜されておりますが、いずれにいたしましても、私たち市民、国民が、誰しも安心して医療が受けられる医療制度の確立を願うところであります。同時に、制度変更に伴う大混乱が再び生じないように、切に希望するものであります。

最後に、新しい制度の初年度として窓口等の大混乱に対応しながら、矢継ぎ早に打ち出された国の改善策に即時対応しなければならない状況の中、事業運営が行われたその陰に、大変なご苦勞があったものと推察し、評価をさせていただきます。平成20年度野洲市

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する私の賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第76号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第76号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第77号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第77号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第77号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第78号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第78号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第78号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第79号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第79号平成20年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第79号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第80号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第80号平成20年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第80号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第81号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号平成20年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第81号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第82号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第82号平成20年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第82号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第83号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 3 号平成 2 0 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 8 3 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 8 4 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 4 号平成 2 0 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 4 号は総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 8 5 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 5 号平成 2 0 年度野洲市水道事業会計決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 5 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 8 6 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 8 6 号市道路線の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 8 6 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

念のため申し上げます。総務常任委員長の報告は採択すべきものであります。

それでは、お諮りいたします。

請願第4号消費税の増税に反対する請願書は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野 司君) 済みません、ちょっともう一度お立ちください。数がちょっといません。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものであります。報告は採択すべきものですが、報告のとおり決することに賛成の方は立っていただきたい。

暫時休憩。

(午後2時22分 休憩)

(午後2時24分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

請願第4号消費税の増税に反対する請願書は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) 起立全員であります。よって、請願第4号は総務常任委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号については、討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) それでは、請願第5号業者婦人の健康と営業を守り、地位向上をはかる施策の充実、及び所得税法第56条の廃止を求める意見書提出についての請願の賛成討論を行います。

本請願の中心点は、現行所得税法第56条において、事業主の配偶者や親族が事業に従事した場合、対価の支払いは必要経費に算入しないという近代国家の税制としては極めて不公平であるこの部分、すなわち第56条の廃止を求める内容が主であります。

この税制の矛盾は、請願書にも書かれていますように、また、総務常任委員会での審議

の際にも指摘しましたが、税法上青色申告をすれば給与を経費にすることができるが、多くの白色申告事業者には適用されないという矛盾であります。同じ仕事、労働をしながら、制度上差をつけることは問題であります。とりわけ、昨今、経済情勢の悪化で中小業者を取り巻く経営環境は厳しいものもありますし、この点からも地域経済の担い手である中小業者を正当に評価することや支援する立場からも、この56条は廃止すべきと考えます。

なお、これに関連する請願及び意見書は、これまで全国でも現時点で、昨日現在で61自治体議会で採択され広がりを示しています。よって、本市議会におきましても請願採択の上、政府に意見書を提出することは市民及び市内中小商工業者の願いに応えるものであります。

議員の皆さんの賛同をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（河野 司君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

念のため申し上げます。総務常任委員長の報告は不採択とすべきものであります。

それでは、お諮りいたします。

請願第5号業者婦人の健康と営業を守り、地位向上をはかる施策の充実、及び所得税法第56条の廃止を求める意見書提出については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第5号は総務常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第6号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

念のため申し上げます。環境経済建設常任委員長の報告は、不採択とすべきものであります。

それでは、お諮りいたします。

請願第6号住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第6号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、意見書第11号から意見書第14号まで、大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書(案)他3件を一括議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第11号について、第8番、矢野隆行君。

○8番(矢野隆行君) 第8番、矢野隆行でございます。本文を朗読して説明にかえさせていただきます。

大胆で細かな雇用対策を求める意見書(案)

我が国の経済は若干の持ち直しの動きがみられるものの、引き続き厳しい景気動向の中で、雇用失業情勢は有効求人倍率0.44倍(21年5月参考)、完全失業率5.2%(同)と依然として最悪の状況が続いています。

特に、非正規労働者等の失業期間の長期化が懸念され、こうした事態に対するため、政府は平成21年度補正予算に緊急人材育成・就職支援基金による支援事業を計上。35万人分の職業訓練機会の確保、30万人分の訓練期間中の生活保障など、雇用保険を受給できない非正規労働者・長期失業者の方などに対するセーフティネット機能を持つ仕組みをつくり、ハローワークを中心にして総合的に推進しています。すでに、基金による職業訓練や「訓練・生活支援給付金」の申請および支給が開始されていますが、全国のハローワークの窓口における適切な対応が求められるところです。

つきましては、我が国の雇用情勢のこれ以上の悪化を防ぐため、政府におかれては、下記の点について、さらなる取り組みを行うよう強く要請します。

記

1. 訓練・生活支援給付金の受給資格認定や支給事務に当たっては、対象の失業者が雇用保険の需給を受けていないという実態を踏まえ、柔軟かつ迅速な対応を行うこと。また、職業訓練の委託先団体の実態も地域によって格差があり、各地域において、特に新規成長・雇用吸収分野の訓練コースの確保に努めること。

2. 雇用調整助成金の運用に当たっては、中小・零細事業者の経営実態を踏まえ、社会保険労務士などの協力を得て、ハローワークの積極的な対応を行うこと。

3. こうした業務を円滑に実施できるようハローワークの窓口体制の全国的な整備に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第12号について、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 生活保護における母子加算の復活を求める意見書について、案を朗読します。

政府は、ひとり親の生活保護世帯を対象に支給されていた母子加算を今年4月から廃止しました。

月額23,000円の母子加算は、2005年度から段階的に削減され、今回の廃止により、全国では10万500世帯が影響を受けています。

厚生労働省は、この母子加算廃止の根拠として、一般家庭とのバランスをあげていますが、そもそも母子加算においては、その平均収入が一般世帯の平均収入の4割未満となっています。生活の安定をはかるには、むしろ底上げが必要です。

いま求められていることは、母子加算の廃止などによって生活保護基準を引き下げるのではなく、憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限の生活」を保障するために、母子家庭への支援を一層充実させることです。

よって、政府は、生活保護における母子加算の復活に必要な措置を講じるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第13号について、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、意見書案第13号についての提案説明を行います。

日米自由貿易協定（F T A）交渉の中止を求める意見書であります。意見書案を見ていただきたいと思います。

アメリカと日本の間に農産物の輸入を自由化する協定を結ぶ「日米自由貿易協定（F T A）」が急浮上し、大きな問題になっています。

「コメを含めて農業は、日米のF T Aの中で中心課題となるべき」と第2次アーミテージ報告書が示され、アメリカは、F T Aの狙いがコメ輸入自由化にあることを明言しています。

この日米自由貿易協定が仮に締結されれば、日本のコメが82%、穀物が48%、肉類は15%に生産量が減少し、日本農業は壊滅的打撃を受け、農業総生産額の42%に相当するおよそ3兆6千億円が失われ、食料自給率の向上どころか、自給率はわずか12%に

まで激減します。

いま各国は、世界的な食糧危機を打開するため、国民の食料を安定的に供給する体制、食料主権を尊重させる貿易のルールを求める流れがひろがっています。

よって、政府は、アメリカとの自由貿易協定（F T A）交渉を中止し、日本の農業の再生を講じるよう強く求めます。

この内容の意見書案でありまして、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第14号について、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 核兵器廃絶を求めるオバマ大統領演説に関する意見書の提案説明をします。

今年4月5日、オバマ米大統領は、チェコのプラハでアメリカ大統領として初めて、核兵器廃絶を世界に呼びかける演説を行いました。

この演説は、アメリカが核兵器廃絶を国家目標とすると明示し、広島・長崎での核兵器使用が人類的道義に関わる問題であることを表明、その立場から核兵器廃絶に向けた責任を語り、「核兵器のない世界」に向けて、諸国民の協力を呼びかけるなど、世界の人々を激励し、核兵器廃絶への大きな展望を切り開きました。

いま北朝鮮が核実験を開始するという許されない逆流が起こっている今こそ、核兵器廃絶の国際的な気運を高めることは重要です。

世界でただ一つの被爆国・日本の政府として、来年開催のN P T再検討会議で核兵器廃絶の明確な約束が再認識・履行されるよう主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめ国際社会に対して核兵器廃絶条約の締結をめざして国際交渉を開始するよう強く要求します。

という内容でありまして、議員の皆様のご賛同をお願いしまして、提案説明とします。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております意見書4件について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、意見書4件については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書4件について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第11号大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

意見書第12号生活保護における母子加算の復活を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第12号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第13号日米自由貿易協定（F T A）交渉の中止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第13号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第14号核兵器の廃絶を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第14号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものにつ

いては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

(午後2時41分 休憩)

(午後3時04分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました委任専決第3号及び意見書第15号(損害賠償の額を定めることについて他1件)を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、委任専決第3号及び意見書第15号(損害賠償の額を定めることについて他1件)を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加日程第1)

○議長(河野 司君) 追加日程第1、委任専決第3号損害賠償の額を定めることについて、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 委任専決第3号損害賠償の額を定めることについてご説明を申し上げます。

平成21年8月7日、篠原保育園駐車場において発生した駐車中の自動車への公用自動車の接触事故に対し、市の賠償額を21万4,000円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものを同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告といたします。

(追加日程第2)

○議長(河野 司君) 追加日程第2、意見書第15号消費税の増税に反対する意見書(案)を議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

第5番、内田聡史君。

○5番(内田聡史君) 第5番、内田聡史です。

消費税の増税に反対する意見書(案)、案文を朗読し、説明とさせていただきます。

景気は回復基調にあると言われますが、私たちの暮らしは収入が落ち込み、医療・年金・介護などの負担が増え苦しくなるばかりです。

消費税は導入時も5%への引き上げ時も、現在も、「社会保障のため」「国の財源が大変」などが増税の理由にされています。しかし、消費税導入・増税の一方で、医療や年金など社会保障制度は改正され、財政赤字は膨らみ続けています。

社会保障財源を確保するには、ムダづかいをきっぱりとやめ、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきではないでしょうか。消費税が増税されれば、国民の消費が落ち込み、地域経済はあっという間に悪化してしまいます。今問題の「貧困と格差」を一層ひどくすることは明らかです。いま求められているのは、減税して家計を応援することです。

私たちは、国民の暮らしや家計を守るため、消費税増税に反対するとともに、食料品など生活必需品を非課税にするなど、暮らしにかかる消費税を減税する事を求めます。

1. 消費税の増税はやめること。

2. 食料品など暮らしに係る消費税を減税すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(河野 司君) ただいま議題となっております意見書第15号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第15号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第15号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第15号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第15号消費税の増税に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第15号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、整理等を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成21年第5回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、残暑厳しい去る8月27日に招集させていただき、本日に至りますまで3日間でもございました。当初提案させていただきました条例の一部改正12件、平成21年度補正予算7件、平成20年度決算の認定12件、その他7件の計38件、並びに本日追加提案させていただきました委任専決1件を合わせまして合計39議案について、慎重なご審議の上、いずれも原案どおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

中でも、市税の前納報奨金制度の廃止、市施設の使用料を利用料に改めること、また、いわゆる学童保育サービスの一元化と充実に向けた料金の適正化など、財政健全化集中改革プラン関連の一部議案につきましては、厳しいご議論を踏まえてお認めをいただきましたことは、プランの策定と実現に向けた第一歩が記されたことと心強く受け止めております。プランの今後の策定手続につきましては、今議会及び市民懇談会等の議論を踏まえて素案に改善と修正を加えたものを中間案的な位置付けとして、本日、議員の皆様にお示しをさせていただいたところです。市民の皆様にも速やかにお示しし、話し合いの場を持つなどして一層練り上げていきたいと考えております。

その他、農業や雇用問題をはじめ、現下の経済社会情勢に絡む諸課題とその対策についても、多くのご意見やご提案をいただきました。それらをしっかり受け止めると共に、政権交代に伴う市民生活及び市政への影響についても慎重に見極め、市民の暮らしを守り、市の発展を期す観点から堅実かつ大胆な市政運営に当たってまいります。

さて、議員の皆様におかれましては、任期満了も間近に迫り、本議会が最後の定例会となりました。議員皆様方のこれまでの野洲市政への多大なご功績とご貢献に心から敬意を表します。特に、新市発足の最も重要な時期にご尽力を賜り、礎を築いていただいたことに心よりお礼を申し上げます。引き続きご出馬になる方々におかれましては、ご健闘を心からご期待申し上げさせていただきます。また、今期限りにご勇退になられる方々におかれましては、市政へのご貢献を厚く感謝申し上げますと共に、今後も市政に対しご指導とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

最後に、この1年弱、私に賜りました皆様から温かいご厚情とご指導、ご鞭撻に心よりお礼を申し上げますと共に、議員皆様の一層のご健勝、ご多幸とさらなるご発展をお祈り申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（河野 司君） ありがとうございました。

平成21年第5回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は、去る8月27日開会以来、23日間にわたりまして各議案等について熱心にご審議を賜り、本日ここに無事終了したところでございます。議員各位並びに市長をはじめ当局の皆様には、議事運営に格段のご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

さて、私ども市議会議員は、市民の皆様のご信託を受けまして野洲市のまちづくりに市当局の皆様方と共に取り組んでまいりましたが、その任期も来月末をもって満了となります。昨年11月6日に議長という大役をお預かりし、今日まで大過なく議会運営ができましたのも、ひとえに議員の皆様をはじめ、市民の皆様方のご理解、ご協力、また、山仲市長をはじめ市当局皆様方のご尽力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

近年、景気の低迷によりまして、地方自治体は大変厳しい財政運営に直面しております。本市におきましても同様でありまして、今後、市長をはじめ職員の皆様や議員はもとより市民の皆様のご理解とご協力を得ながら財政健全化集中改革プランの実践に取り組んでいかなければなりません。一日も早く市民の皆様に元気な野洲を実感していただくため、今後も議員と市当局が円滑な行政運営、そして議会運営を行えるよう、なお一層のご努力をいただきますことをお願いするものでございます。

最後になりましたが、季節の変わり目の折、皆様には健康に十分留意をされまして、それぞれの立場でご活躍をいただきますことを心から祈念を申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ご苦勞さまでございました。

これをもちまして、平成21年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ご苦勞さんでした。(午後3時15分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年9月18日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 小島 進

署名議員 本田章 紘